

令和8年10月6日

各位

全国農業協同組合連合会岩手県本部

弊会が販売した岩手県産小麦「ナンプキラリ」におけるDON
(デオキシニバレノール)の基準値超過に関するお詫びと今後の対応について

このたび、弊会の取引先である製粉会社様に販売しました岩手県産小麦（玄麦の一部）において、自主検査により食品衛生法が定めるDON（デオキシニバレノール。赤かび病の病原菌が産生するかび毒）の基準値を超過した小麦が流通したことが判明いたしました。

消費者ならびに取引先の皆様に多大なご迷惑・ご心配をおかけいたしましたことにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

現在、判明している事実と現状および今後の対応は以下のとおりとなっております。

記

1. 対象小麦およびDON検査の結果

対象小麦は、フレコン1本分1,000kgで、弊会が複数回実施した自主検査において、DONが最大1.3mg/kg検出されました。（国の基準値は1.0mg/kg以下）

2. 判明している事実

- (1) 基準値を超過した小麦は、令和8年2月24日に弊会が製粉会社様1社に誤って出荷いたしました。
- (2) 製粉会社様では、弊会が販売した他の岩手県産小麦（26,851kg、いずれもDON基準値内）と合わせて27,851kg分を製粉し、令和8年3月～6月の間に17,100kg（684袋×25kg）の小麦粉として県内外の2次販売先様8社に出荷されていることを確認しています。

3. 基準値を超過した小麦を出荷した原因

弊会は、令和5年のDON基準値超過小麦の流通事故を受け、出荷前の自主検査を適切に行い、万一基準値を超過した小麦が発生した場合は区分管理を行い流通させないよう規定しておりましたが、保管・管理時の保管倉庫への指示が適切でなかったことにより、令和8年2月24日に正常品と基準値超過品を取り違えて出荷していたことが、同年9月18日に実在庫とシステム上の在庫確認から判明いたしました。

4. 現状の対応と健康への影響

- (1) 製粉会社様に依頼し、10月1日より2次販売先様8社に対して当該小麦粉を使用した商品の自主回収を行って頂くよう依頼しております。
- (2) 仮に、小麦粉に1.3mg/kgのDONが含有し、その濃度の小麦製品を多量に摂取した場合であっても、人体に健康上の悪影響が及ぶ可能性は低いと考えられます。

5. 今後の対応

- (1) 製粉会社様と連携し、すみやかに自主回収作業を実施いたします。
- (2) 県行政等への報告を逐一実施し、適正に対応いたします。
- (3) 再発防止に向けた対策を徹底いたします。

改めまして、このたびの不手際により、関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊会においては、令和5年にもDONに係る事案が発生したことから、再発防止に向けた管理体制の強化や確認手順の見直しを進めてまいりました。

しかしながら、今回、流通防止措置を講じていた原料の管理において対象の取り違えが発生し、結果として混乱を招く事態となりました。

過去の事案の教訓を十分に活かしきれず、このような事態を発生させてしまったことを重く受け止めております。

弊会といたしましては、本件を厳粛に受け止め、管理手順の再点検と再発防止策の徹底を図るとともに、関係機関のご指導をいただきながら、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

6. お問い合わせ窓口

- (1) 担当部署：全国農業協同組合連合会岩手県本部 米穀部 米穀対策課
- (2) お電話によるお問い合わせ
(電話番号) 019-626-8605
(受付時間) 平日9:00～17:00
土日祝日は、たいへん申し訳ございませんが、お問い合わせフォームからの受付とさせていただきます。
- (3) お問い合わせフォームからのお問い合わせ
(弊会ホームページ) <https://www.junjo.jp/contact/index.php>
- (4) お問い合わせ窓口が変更になる場合は、弊会ホームページにてご報告申し上げます。

以 上